

# 兵庫県公報

令和2年3月30日 月曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ クリーニング業の届出手続等を定める規則の一部を改正する規則（生活衛生課）	1

## 公布された法令のあらまし

### ●クリーニング業の届出手続等を定める規則の一部を改正する規則（規則第11号）

クリーニング業法施行規則の一部改正により、クリーニング師試験の受験願書に添付すべき写真の規格が見直されること等に伴い、当該試験の手續等について所要の整備を行うこととした。

## 規 則

クリーニング業の届出手続等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県規則第11号

#### クリーニング業の届出手続等を定める規則の一部を改正する規則

クリーニング業の届出手続等を定める規則（昭和38年兵庫県規則第13号）の一部を次のように改正する。  
様式第8号中

「  
氏名.....  
」

を

「  
氏名.....  
電話(.....).....番  
」

に改め、「(男・女)」を削り、同様式添付書類3中「手札型とし、」を削り、「もの」を「縦4.5cm及び横3.5cmのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したものに限る。」に改める。

様式第9号添付書類中

「  
戸籍の謄本又は抄本（外国人にあっては、国籍等を記載した住民票の写し（出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し））  
」

を

「  
戸籍の謄本若しくは抄本又は本籍の記載のある住民票の写し（次の(1)又は(2)に掲げる者にあつては、それぞれ当該(1)又は(2)に定める書類）

- (1) クリーニング師試験の申請時から氏名又は本籍に変更があつた者 戸籍の謄本又は抄本
- (2) 外国人 住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載した住民票の写し（出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し）

」

に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、様式第9号添付書類の改正規定は、公布の日から施行する。